

## 1. 海外の金融機関に送金される場合

### ●送金の受付

当行では、マネーロンダリングやテロリストへの資金供与の未然防止、各種経済制裁措置への対応強化の観点から、現金扱い（直近で現金入金した口座からの振替を含む）による外国送金の受付を停止させていただいております。

また、関係法令やその趣旨を踏まえ、お取引の背景や送金原資の詳細等をお伺いするほか、お取引に関する契約書等を確認させていただくことがあります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・ご依頼人、ご来店者さまの本人確認書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・ご依頼人さまの職業や事業内容、送金の目的や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日、性別、国籍等を確認させていただくことがあります。
- ・送金原資に関し、その内容を証明する書類を確認させていただくことがあります。
- ・当行からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

### ●ご来店時にご用意いただくもの

本人確認資料	お客さまのお名前、生年月日、現住所が記載されている公的な書類 運転免許証、パスポート、在留カード（提示日において有効なもの）
個人番号・法人番号を確認できる書類	個人番号カード、通知カード（個人番号の記載があるもの） 法人番号指定通知書（写）
送金資金等のお支払いにかかるもの	通帳、お届け印
取引の詳細を確認するための書類	送金原資・送金目的・取引背景等、取引の詳細を確認できる書類をご提示いただく場合がございます。 ・送金原資：通帳、給与明細等 ・送金目的：商業送り状（インボイス）、請求書、契約書等 ・お受取人との関係：ご親族の場合、戸籍謄本、婚姻証明書、出征証明書等 ・北朝鮮に隣接する都市向けへの輸入代金の支払の場合：原産地証明書 輸入許可通知書
<b>【送金情報】</b>	
受取人、受取人の取引銀行の情報	お受取人住所：国名、都市名・州名（米国の場合）・省名（中国の場合） お受取人取引銀行：銀行名、支店名、所在地（国名、都市名・州名・省名）
特定の国・地域で必要となるコード	スイフトコード（ビックコード）、アイバンコード、ABAコード
ご送金目的	具体的な送金目的を外国送金依頼書の送金目的欄に英語でご記載いただきます。 貿易取引の場合、商品名、原産地、積荷地の記載が必要となります。

### ●外貨建送金の取扱いについて

国内普通預金から外貨建送金を行う場合、送金日の当行所定の適用レート(※)で換算した円貨額をいただきます。

※10 万米ドル相当額以下の場合、当行公示相場の TTS レートを適用します。

10 万米ドル相当額超の場合、取引時の市場実勢相場を基に適用レートを決定いたします。  
くわしくは窓口へお問い合わせください。

●手数料について

1 件につき送金手数料 2,500 円、電信料 1,500 円がかかるほか、海外支払銀行の手数料を依頼人が負担する場合や、国内普通預金から円建送金を行う場合、外貨普通預金から外貨建送金を行う場合には別途手数料がかかる場合があります。くわしくは窓口へお問い合わせください。

●「適法性の確認」について

経済制裁対象国へ送金の場合には、当局の許可証などを提示いただきます。

●マイナンバー制度について

海外向けの外国送金を受付ける場合、個人番号、法人番号の告知をお願いしております。ご理解、ご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い致します。

## 2. 海外の金融機関から送金を受取る場合

送金依頼人に下記の口座情報を正確にお伝えください。

当行の銀行名	THE SHIMIZU BANK,LTD.
支店名	〇〇〇〇 BRANCH (本店の場合は HEAD OFFICE)
スイフトコード (別称ビックコード)	SMZGJPJT (8 桁。11 桁を求められた場合は、下 3 桁に X (エックス) を加えて SMZGJPJTXXX として下さい) 日本では IBAN(アイバン)や ABA(エービーエー)といったコードはありません
受取人口座番号	店番号 3 桁+口座番号 7 桁 (外貨普通預金の場合は 0+6 桁) (例)本店 (店番 251) に口座番号 1234567 の普通預金をお持ちの場合⇒2511234567
受取人名	個人の場合：お名前前の英字表記 法人の場合：自社で定める英字表記 (例)SHIMIZU COMPANY,LIMITED
受取人住所	(例)〒424-0941 静岡県静岡市清水区富士見町 2-1 →2-1FUJIMI-CHO SHIMIZU-KU SHIZUOKA-CITY SHIZUOKA PREF. 424-0941 JAPAN

●入金と到着案内

送金銀行の指定するお客さまの口座へ入金し、お届けの住所へ計算書を郵送します。入金前の電話等でのご案内は原則行いませんので、ご了承ください。ただし、送金の内容や金額などによっては、当行の判断によりお届けの電話番号または住所へご連絡させていただく場合もあります。また、送金銀行に対して、入金状況、入金日時、入金金額を伝える場合があります。

●外貨建送金の取扱いについて

送金銀行の指定するお客さまの口座が円預金口座の場合、入金日の当行所定のレート(※)を適用して換算した円貨額を入金します。

※10 万米ドル相当額以下の場合、当行公示相場の TTB レートを適用します。

10 万米ドル相当額超の場合、取引時の市場実勢相場を基に適用レートを決定いたします。

くわしくは窓口へお問い合わせください。

### 【外貨での受取りを希望される場合】

あらかじめ送金通貨と同一の外貨普通預金を作成のうえ、送金依頼人に口座情報を正確にお伝えください。

●手数料について

海外からの送金を口座入金する場合、外貨建送金を国内普通預金や外貨普通預金へ入金するなど、さまざまなパターンがあり、それぞれ手数料が異なります。くわしくは窓口へお問い合わせください。

●「マネーロンダリング防止」「テロ資金供与防止」「経済制裁」について

金融機関に対し、マネーロンダリングやテロリストへの資金供与の未然防止、各種経済制裁措置への対応強化が求められており、当行におきましても、関係法令やその趣旨を踏まえ、お取引の背景や詳細をお伺いするほか、お取引に関する契約書等を確認させていただくことがあります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・取引の相手方の生年月日、国籍、性別、パスポート番号やお取引の目的詳細、ご関係等を確認させていただくことがあります。
- ・送金目的を証明する書類を確認させていただくこと、写しを提出していただくことがあります。
- ・当行からの依頼にご対応いただけない場合や、連絡がつかない場合、確認させていただいた内容によっては、ご入金をお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

●「適法性の確認」について

経済制裁対象国からの送金受領の場合には、当局の許可証などを提示いただきます。

●マイナンバー制度

海外からの外国送金を受付ける場合、個人番号、法人番号の告知をお願いしております。ご理解、ご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。